

令和6年度加古川水系直轄管理事業
川代ダム洪水吐ゲート電動機更新工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局

淀川水系土地改良調査管理事務所

加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項 目	内 容	備考																																												
第1章 総 則	令和6年度加古川水系直轄管理事業 川代ダム洪水吐ゲート電動機更新工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書(施)」という)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」(URL : https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html) (以下、「共通事項書」という。)に基づいて実施する。 共通仕様書(施)及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																																													
第2章 工事内容																																														
1. 目 的	本工事は、直轄管理事業(加古川水系地区)で管理する、川代ダムにおける洪水吐ゲート電動機の製作及び据付等を実施するものである。																																													
2. 工事場所	兵庫県丹波篠山市大山下地内																																													
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 (1) 1号洪水吐ゲート <table><tr><td>下段ゲート開閉機</td><td>15.0kw</td><td>主電動機製作</td><td>2台</td></tr><tr><td>下段ゲート開閉機</td><td>2.2kw</td><td>予備電動機製作</td><td>2台</td></tr></table> (2) 2号洪水吐ゲート <table><tr><td>ゲート開閉機</td><td>7.5kw</td><td>主電動機製作</td><td>2台</td></tr><tr><td>ゲート開閉機</td><td>1.5kw</td><td>予備電動機製作</td><td>2台</td></tr></table> (3) 3号洪水吐ゲート <table><tr><td>ゲート開閉機</td><td>7.5kw</td><td>主電動機製作</td><td>2台</td></tr><tr><td>ゲート開閉機</td><td>1.5kw</td><td>予備電動機製作</td><td>2台</td></tr></table> (4) 4号洪水吐ゲート <table><tr><td>上段ゲート開閉機</td><td>5.5kw</td><td>主電動機撤去・据付</td><td>2台</td></tr><tr><td>上段ゲート開閉機</td><td>1.5kw</td><td>予備電動機撤去・据付</td><td>2台</td></tr><tr><td>下段ゲート開閉機</td><td>15.0kw</td><td>主電動機撤去・据付</td><td>2台</td></tr><tr><td>下段ゲート開閉機</td><td>2.2kw</td><td>予備電動撤去・据付</td><td>2台</td></tr></table> (5) 点検・整備工 <table><tr><td>川代ダム洪水吐設備</td><td></td><td></td><td>1式</td></tr></table>	下段ゲート開閉機	15.0kw	主電動機製作	2台	下段ゲート開閉機	2.2kw	予備電動機製作	2台	ゲート開閉機	7.5kw	主電動機製作	2台	ゲート開閉機	1.5kw	予備電動機製作	2台	ゲート開閉機	7.5kw	主電動機製作	2台	ゲート開閉機	1.5kw	予備電動機製作	2台	上段ゲート開閉機	5.5kw	主電動機撤去・据付	2台	上段ゲート開閉機	1.5kw	予備電動機撤去・据付	2台	下段ゲート開閉機	15.0kw	主電動機撤去・据付	2台	下段ゲート開閉機	2.2kw	予備電動撤去・据付	2台	川代ダム洪水吐設備			1式	
下段ゲート開閉機	15.0kw	主電動機製作	2台																																											
下段ゲート開閉機	2.2kw	予備電動機製作	2台																																											
ゲート開閉機	7.5kw	主電動機製作	2台																																											
ゲート開閉機	1.5kw	予備電動機製作	2台																																											
ゲート開閉機	7.5kw	主電動機製作	2台																																											
ゲート開閉機	1.5kw	予備電動機製作	2台																																											
上段ゲート開閉機	5.5kw	主電動機撤去・据付	2台																																											
上段ゲート開閉機	1.5kw	予備電動機撤去・据付	2台																																											
下段ゲート開閉機	15.0kw	主電動機撤去・据付	2台																																											
下段ゲート開閉機	2.2kw	予備電動撤去・据付	2台																																											
川代ダム洪水吐設備			1式																																											
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																																													
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、第2章3.工事概要に示す設備の製作・搬入(1号,2号,3号洪水吐ゲート)及び、据付・試運転調整(4号洪水吐ゲート)とする。																																													
6. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置																																													

項 目	内 容	備考
	等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和6年7月30日から令和7年3月29日まで (余裕期間：契約締結の日から令和6年7月29日まで) 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	(1) 4号洪水吐ゲートの電動機撤去・据付及び点検・整備工は、令和6年10月15日～令和7年1月31日の期間内に実施するものとする。 なお、上記の工程制限に変更があった場合は、別途協議する。	
2. 部分引渡し	据付が完了した機器については、試運転調整後に部分引渡しを行わなければならない。	
3. 工事期間中の作業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 据付工事(屋内工事)は、休業等11日(月平均)を見込んでいる。	
第4章 現場条件		
1. 関連工事等	受注者は、次に示す関連業務・工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 (1) ダム等基幹農業水利施設管理業務 (令和5年4月1日～令和8年3月31日) (2) 自家用電気工作物点検整備業務 (令和6年4月1日～令和7年3月31日) (3) 吞吐ダム他水管理設備点検整備業務 (令和6年4月1日～令和9年3月31日) (4) 川代ダム水管理システム機器更新工事 (令和5年5月29日～令和8年2月27日)	
2. 搬入路	現場への搬入路として利用する川代ダム管理橋の設計荷重は14tonである。	
3. 第三者に対する措置	(1) 保安対策 本工事における交通誘導員等は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	

項 目	内 容	備考
第5章 提出図書等	(2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
1. 承諾図書	共通仕様書(施)第1章 1-1-6 に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は、工事の契約日から 30 日以内に提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から 7 日以内に文書で通知するものとする。	
2. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。	
第6章 仮設		
1. 工事用電力	据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。	
第7章 貸与する資料等		
1. 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資 料 名 川代ダム門扉建設工事 完成図書 (H2.3) 川代ダム洪水吐ゲート機側操作盤更新等工事 完成図書 (H19.12) 川代ダム洪水吐 2・3号ゲート点検整備工事 完成図書 (H30.12) 川代ダム洪水吐 1・4号ゲート点検整備工事完成図書 (R2.2) 川代ダム 1号洪水吐上段ゲート電動機更新工事 完成図書 (R4.3) 川代ダム 4号洪水吐ゲート電動機更新工事 完成図書 (R6.3) (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所 川代ダム管理所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。	
第8章 試運転調整	本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）発注者において負担する。 なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。	
第9章 支給材料	支給する材料は次のとおりである。 (1) 支給材料	

項 目	内 容					備考
	品名	規格	単位	数量	備考	
	4 号洪水吐ゲート	上段扉				
	ローチェーンカップ リンク [※]	呼径 CR6018, ケース付, 主電動機用	個	2		
	ローチェーンカップ リンク [※]	呼径 CR4016, ケース付, 予備電動機用	個	2		
	電動機	5.5kw, 6P, 400V, ブレーキ付, 主電動機	台	2		
	電動機	1.5kw, 6P, 400V, ブレーキ付, 予備電動機	台	2		
	4 号洪水吐ゲート	下段扉				
	ローチェーンカップ リンク [※]	呼径 CR8018, ケース付, 主電動機用	個	2		
	ローチェーンカップ リンク [※]	呼径 CR5018, ケース付, 予備電動機用	個	2		
	電動機	15.0kw, 6P, 400V, ブレーキ付, 主電動機	台	2		
	電動機	2.2kw, 6P, 400V, ブレーキ付, 予備電動機	台	2		
	(2) 引渡し場所 4 号洪水吐ゲート機側操作室 (P4, P5) とする。(各機器は、機器を設置する側の機側操作室に保管している。)					
(3) 引渡し時期 監督職員と打合せの上、決定するものとする。						
第 10 章 設計						
1. 一般事項	(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第 6 章第 1 項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする					
2. 諸元 (既施設)	洪水吐ゲートの諸元は以下のとおりである。					
	ゲート名称	川代ダム洪水吐ゲート				
	製作据付会社名	石川島播磨重工業 (株)				
	竣工年月	平成 2 年 3 月				
	門 数	4 門				
	ゲート形式	鋼製越流形スライド式 2 段シェルローラゲート (2 段扉) 1 号、4 号 ・ 高 4.1m (上段扉) 高 4.9m (下段扉)				

項 目	内 容		備考						
		幅20.05m 2門 ・開閉機（巻上式）2モータ2ドラム 主電動機 5.5kw(上段扉) 各2台 15.0kw(下段扉) 各2台 予備電動機 1.5kw(上段扉) 各2台 2.2kw(下段扉) 各2台 鋼製越流形シェルローラゲート 2号、3号 ・高9.0m 幅20.05m 2門 ・開閉機（巻上式）2モータ2ドラム 主電動機 7.5kw 各2台 予備電動機 1.5kw 各2台 機側操作盤 1～4号 4面							
3. 材料	以下に示す主要材料は、使用前に見本、カタログ及び試験成績書等を監督職員に提出して承諾を得ることとする。								
	<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>電動機</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr><tr><td>ローチェーンカップ リング</td><td>//</td></tr></table>			材 料 名	提 出 物	電動機	カタログ、試験成績書等	ローチェーンカップ リング	//
材 料 名	提 出 物								
電動機	カタログ、試験成績書等								
ローチェーンカップ リング	//								
第 11 章 構造及び製作									
1. 一般事項	(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書(施)第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。 (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書(施)第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。 (3) 本設備は、共通仕様書(施)第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。 (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。								
2. 機器保管	(1) 1号、2号及び3号洪水吐ゲートの製作・購入した機器は、洪水吐ゲート機側操作室(P1, P2, P3, P4)に搬入し保管する。 なお、保管場所の詳細は監督職員の指示によるものとする。								
第 12 章 据付									
1. 一般事項	据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。								
2. 機械設備	(1) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。 (2) 設備の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。								

項 目	内 容					備考
第 13 章 撤 去						
1. 一般事項	既設設備の撤去に際しては、他設備に損傷等与えないように十分に留意して撤去するものとする。					
2. 現場発生品	本工事において撤去する既設設備については、別途発注者で処分を予定しているため、重量の算定を行い、現場発生材報告書で報告するとともに図面に指示する場所に集積するものとする。 なお、現場発生材の引渡については完成検査合格時とし、それまでの間の管理については、受注者の責によるものとする。					
第 14 章 試験及び検査						
1. 検測又は確認 (施工段階確認)	(1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。 ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 1) 施設機械等工事					
	工 種	確 認 内 容		確認時期	遠隔確認 対象	備考
	河川・ 水路用 水門設 備	出来形確認 (据付)	開閉装置 軸継手部の 軸心のずれ	現地据付時		
		品質確認 (据付)	電動機 電圧、電流、 温度上昇	現地据付時		
			総合試運転			
	(2) (1)の 1)の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。 (4) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第 16 章 3. 工事現場等の遠隔確認についての(1)により決定する。					
第 15 章 点検・整備 作業						
1. 作業項目及び数量	点検・整備作業の内容は、次に示すの設備点検・整備であり、詳細は別紙 1「点検内容一覧表」及び図面に示すとおりである。 (1) 鋼製越流形2段シェルローラーゲート(2段扉) (1号, 4号洪水吐ゲート) 幅20.05m 高4.1m(上段扉) 高4.9m(下段扉) 2門 開閉機 (巻上式) 2モータ2ドラム 5.5kw(上段扉) 15.0kw(下段扉) 2台 (2) 鋼製越流形シェルローラーゲート (2号, 3号洪水吐ゲート) 幅20.05m 高9.0m 2門					

項 目	内 容	備考
第 16 章 施工管理等	開閉機（巻上式）2モータ2ドラム 7.5kw 2台 (3) 機側操作盤 4面	
1. 主任技術者	主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。	
2. 施工管理	施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。	
3. 工事現場等における遠隔確認について	(1) 本工事において、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 (2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第 17 章 条件変更の補足説明	本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 (1) 設計諸元等条件変更に係るもの (2) 関連工事との調整に係るもの (3) 不可抗力によるもの (4) 法・基準の改正に係るもの (5) その他本仕様書に定めないもの	
第 18 章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。	
第 19 章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書(施)第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R） 正副 2部 ・工事完成図書の出力 3部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. 配置予定主任技術者等の専任期間	元請が、主任技術者を専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、契約工期中であつても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。 (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）、なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 (2) 施工条件が設計図書と異なる等が原因で、工事を全面的に一時中止している期間	

項 目	内 容	備考
3. 週休 2 日による 施工	(3) 機器の工場製作のみが行われている期間 (4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間、なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。 (1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管	

項 目	内 容	備考
第 20 章 定めなき事項	理費（率分）を補正をする。	
	① 補正係数	
		4週8休以上
	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上
	労務費	1.02
	機械経費(賃料)	1.02
	共通仮設費(率分)	1.02
	現場管理費(率分)	1.05
	②補正方法	
	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。	
また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		
(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。		
(2) この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。		